

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、会計管理者、教育次長の欠席届がありました。

1番、酒井右一君より、欠席の届出がありました。

ただ今から、平成25年只見町議会7月第2回会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則125条の規定により、議長において、2番、藤田力君、3番、小沼信孝君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、町長から行政諸報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 行政諸報告を申し上げます。

一つ。平成23年7月新潟・福島豪雨災害検証報告会の開催について。7月16日、火曜日ですが、只見地区センターで平成23年7月新潟・福島豪雨災害に関する検証報告会を開催いたしました。報告は検証を委託した特定非営利活動法人 超学際的研究機構が行い、15人の参加がありました。この点につきましては、同じ当日、皆様方にこの場で報告なされ

たものを当日の夜、住民の方々に只見地区センターで説明報告会をさせていただいたもの
あります。参加者は15人と少ない参加者ではございましたが、また改めて、それぞれ、今
般の豪雨災害で被災された方々の苦しみや受けた打撃等々の大きさ、そしてまた、且つ、只
見町の将来に向けた安全安心に対する不安というものを改めてつくづくと感じさせられるよ
うな意見もまたいただきました。こういったことを踏まえまして、検証結果に基づき、私達
はもうこれ既に、電源開発及び町との通知通報の関係や住民への周知に関する協定の提携で
あったり、また具体的には必要な災害時における、対応できるような、環境づくりをしてき
たところがございますが、改めてその当時の経験を思い起こし、至らないところを反省しな
がら、且つ、さらに住民の皆様方の災害時における対応を潤滑にできるように、きちんとと
るべく踏まえて整理し、課題を整理し、将来に向けて取り組んでまいりたいというふうに思
います。それぞれ、一番の災害を受けた方々、または一般的にも町民の多くの皆様方はダム
のある町としての、そしてまた今般、未曾有の豪雨災害を受けた経験から、たくさんの将来
に対する不安があるということが一番、それに対してどのように対応し、そのことに対処し
ていくかということが課題だろうというふうに思っております。検証結果を活かしながら、
我々、とるべき道を十分、皆様方と協議しながら、さらにまた今後、とるべき課題等々があ
ったら随時、検証し、見直し、対応していくということにしたいと思えます。今般の豪雨災
害、まだまだ痛手は残っておりますけれども、豪雨災害をしっかりと乗り越えて、将来に向
けてこの只見町に住む皆様方が、十分、夢と希望、安心安全を抱けるような行政執行をまた
皆さん方と共に町づくりにまい進してまいりたいというふうに思いますので、どうかご理解
とご協力を賜りますよう、お願いをこの場をお借りして申し上げる次第であります。

二つ目。猪苗代町における介護保険料額確定通知書の誤記載について。猪苗代町が作成し
た平成25年度の介護保険料納入通知書（介護保険料額確定通知書）兼特別徴収開始通知書
の不服の申立の文面で、通知内容に不服がある場合、猪苗代町を被告として提起できるとい
う内容の部分で、猪苗代町と記載すべきところを、南会津郡只見町と記載して被保険者に
通知書を送付したことを7月18日に発表いたしました。猪苗代町では、同日、対象者に謝
罪文と訂正した通知書を送付するとともに、7月19日に前後公猪苗代町長が本町を訪れ、
謝罪をされました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これで行政諸報告は終わります。



◎議案第68号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第68号 只見温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） それでは、議案第68号 只見温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、先般、一旦、提案をさせていただきましたけれども、議会の皆様方のご意見を頂戴しまして、改めて、今般、提案をさせていただくものでございます。

只見温泉保養センター設置条例の一部を次のように改正する。まず題名中、温泉を削る。それから第1条中、温泉を削る。それから、第2条を次のように改める。名称、位置というところでありまして、第2条 保養センターの名称、位置は次のとおりとする。名称、只見保養センター ひとつぶろ まち湯。位置につきましては以前と変わっておりません。それから別表の中の、別表及び第2番目の段落、備考、本表において云々を次のように改めるといってございまして、表がございまして、入湯施設利用料大人1人500円、小人1人200円。それから広場の利用料としまして、個室の貸切利用料、一室6畳1,500円。広間貸切利用料、全室利用48畳1万円。半室24畳5,000円。それから多目的室利用、小人1人200円。カラオケ機器一式の貸出料、1回につき5,000円。備考につきましては、本表において、小人とは小学生以下、乳児は除く。大人とは中学生以上とする。備考の2としまして、貸切利用は3時間以内の料金とし、3時間を超える場合は1時間料金（100円未満切捨）を加算すると、こういった内容でございます。

今ほどお配りいたしました議案第68号の資料をご覧いただきたいと思います。こちらのほうに、改正前・改正後の新旧対照表がございます。今ほどご説明申し上げましたように、まず題名から温泉を削除しております。それから、第1条中にも温泉という文字がございま

すけども、その文字も削除しております。それから第2条にまいりまして、保養センターの名称、位置ということで、名称の項目を追加をいたしまして、只見保養センター ひとつぶろ まち湯といった内容でございます。それから利用料の別表にまいりまして、入湯施設利用料。これは改正前と同じ金額、500円と200円でございます。それから施設の改修に伴いまして個室ができましたので、その関係で個室の貸切利用料ということで、一室6畳の部屋でございますけども、こちら1,500円。備考になりますけども、3時間以内1,500円といった内容でございます。これについては入湯料は含まないといった金額でございます。それから広間貸切利用ということでありまして、広間の大きさも変わりましたので、全室の48畳、以前、60畳でございましたが、48畳ということで1万円。それから間仕切りを使つての半分利用、半室で5,000円といった内容でございます。それから多目的室利用ということで、改修後、子供が遊べるようなスペースを設けますので、それにつきましては、1人200円ということでございます。それからカラオケ機器一式の貸出料につきましては、改正前と同額の1回につき5,000円と、そういった内容でございます。

以上、只見温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第68号 只見温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第69号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第69号 只見町の公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 議案第69号 只見町の公の施設における指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

地方自治法、昭和22年法律第67号、第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。まず1番目としまして、指定管理者に管理を行わせる施設の名称。施設の位置、只見町大字只見字新屋敷下2508番地8。施設の名称、只見保養センター ひとつぶろ まち湯。2番、指定管理者となる団体。所在地、只見町大字檜戸字下中島1516番地の270。団体の名称、株式会社正家。代表者氏名、酒井正裕。3番、指定管理者として管理を行わせる期間。平成25年9月1日から平成29年3月31日までといった内容でございます。

これにつきまして、今ほどお配りしました議案第69号の資料をご覧いただきたいと思っております。資料のほうでは、指定管理者候補者の選定結果について記載をしております。

まず1番としまして、指定の概要であります、(1)施設の概要、只見保養センターということでありまして、今ほどの所在地、それから敷地面積が2,406.56平米。施設構造、鉄筋コンクリート造の平屋建てであります。延床面積につきましては573.37平方メートル。建築年月、こちら昭和48年、平成25年に全面改修を行っております。施設の内容につきましては、浴室・更衣室。更衣室につきましては男女。それからサウナ、受付室、事務室、食堂、和室48畳、和室6畳、これが2間。それから厨房、トイレ、多目的室、機

械室、物置が2箇所ございます。指定期間につきましては、今ほど、先ほど説明をしましたように、平成25年9月1日から29年の3月31日までの3年7ヶ月ということで予定をしております。指定管理者候補者につきまして、先ほど申し上げましたように株式会社正家でございます。

2番の指定の経緯でございますが、まず(1)の日程であります。募集の広報を4月19日発行のおしらせばんにて掲載をしまして募集を開始をしております。募集の期間につきましては、4月19日金曜日から5月17日金曜日までといった期間で募集を行いました。それから選定審議会の開催を平成25年6月4日火曜日、午前9時から行っております。(2)は応募状況でございますが、1団体ございました。1団体と申しますのは株式会社正家でございます。

3番、選定方法。選定方法につきましては、只見町公の施設指定管理者選定審議会規定に基づきまして、委員を委嘱して、各審査会委員が書類審査とヒアリングを行いまして採点を実施しました。そして、指定管理者選定評価基準により審査を実施しております。

2ページにお進みいただきまして、評価基準でございますが、評価項目としまして、1番の団体運営の透明性・公平性。2番、団体の安定性以降、19番目の受託への熱意・意欲といったような、計19項目によりまして評価を行っております。評価点につきましては、評価項目単位は、採点は0点から5点までの6段階評価ということでありまして、アの特に優れた内容、5点から、カの記述のないもの、0点まで、6段階により評価を実施いたしました。

5番の選定審議会の内容であります、(1)番、構成員。委員の方8名ということで、外部委員の方4名、内部委員4名、合計8名でありましたが、審査会には欠席者が1名ございました。委員の方々の名簿につきましては、ご覧のとおりとなっております。委員の中の互選によりまして、只見地区センター運営委員会長の五十嵐辰男さんに委員長になっていただき、JA会津みなみ只見支店長の山内裕希さんに副委員長になっていただきまして、審議会のほうを実施しております。

3ページにまいりまして、6番の選定結果であります。選定された団体、株式会社正家。代表者名、酒井正裕。所在地はご覧のとおりでございます。(2)番、点数。選定基準点数であります、395点満点中、採用基準値は198点ということで、全体の、満点の50パーセント以上を選定基準として実施いたしました。その結果、選定団体の点数は247点といった内容となっております。(3)番、審議会における選定理由。町内1社のみ応募であ

ったが、採用基準である198点に達しており、審議の結果、指定管理者候補者として適当であるとの結論に至ると、こういう選定理由となっております。(4)番、審議会における主な意見。町内の若い力が意欲を持ち、応募したことを評価するが、人員体制については若干不安が残る。設立後間もない会社であり、初めての試みでもあるため、当初予定した5年7ヶ月の指定管理期間ではなく、3年7ヶ月の委託期間として様子を見ることで調整をされたい。指定管理料については若干の隔たりがあるが、町と申請者で十分協議をして対応願いたい。こういったような意見が出されております。(5)番、選定結果であります。町としましては、選定審議会の結果を参考にしまして、株式会社正家を指定管理者候補者に選定をいたしました。

7番、提案額であります。提案額については、指定管理候補者の提案額が年額875万円といったような提案額でございました。

それから、次の4ページにまいりまして、こちらは今ほど説明をさせていただきました只見町公の施設指定管理者選定審議会規定でございます。この規定に基づきまして、委員の委嘱、それから審議会の開催を実施したものになってございます。

それから5ページにまいりまして、保養センター指定管理料の積算、試算を行ったものになってございます。こちらにつきましては、表の右側の欄になりますけれども、一番上に平成25年度からという欄がございます。こちらが今回の積算内容でございまして、その右側の一番下になりますが、880万円ということで、町の試算額、年間880万円ということで試算を行ってございました。それに対して指定管理者候補者の提案額が年間875万円というような内容でございます。

こういった内容でございます。

以上、只見保養センターの只見町公の施設における指定管理者の選定についての議案の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） ちょっとお尋ねをいたします。この後たぶん、基本協定の締結になると思いますが、一番最後の5ページにあります費用負担区分の表がございまして、この中で、例えば今後3年7ヶ月の間の、様々な、いろいろな、突発的なことがあるかもしれません。その中で例えばその修繕代なんかはどういうような、いわゆるルールで決められる予定なのかお伺いをいたしますことが1点。

もう一つは、この875万円の指定管理料について、どの程度の売上見込みを想定された上でこの指定管理料の積算だったのか。その辺、ちょっとわかれば教えていただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 2点ご質問いただきました。

まず1点目の施設等の修繕でございますけども、これにつきましては、建物等、修繕が発生した場合は、基本的には町のほうで修繕を実施するといったようなことになってまいります。

それから2点目の、今回の指定管理候補者の方が年間どれほどの売上を見込んでの今回の提案だったのかといった部分でございますけども、今ちょっと資料めくって、お時間をいただければ… 売上の見込みとしましては、年間で2,336万4,000円ほど、2,336万4,000円ほどの金額を売上見込みということで立てておられます。これについては、以前の指定管理者の売り上げ実績、それから施設の運営状況等参考にされて算出をされたと、試算をされたというふうに伺っております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、目黒仁也君。

○5番（目黒仁也君） 差し支えなければ教えていただきたいんですけども、売上の大方を占める部門はどの部門なのかということと、あと修繕料に関しましては、そうしますと、まあ金額の定めなく、発生したものは町が負担されるということによろしいんですね。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 売上のトータルの金額が先ほど2,300万何がしであります。内訳で、見込みとしましては、一番、あの、見通しとして売上を見込んでいらっしゃるの、食堂部門の売上ということで、995万円ほどの試算を行っておられます。次が、入湯売上ということで830万円ほどの売上を見込んでおられます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 修繕につきましては、先ほども説明をさせていただきましたように、瑕疵ある場合を除いては、基本的には町で修繕を実施してまいると、そういうことになろうかと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第69号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午前10時27分）

